

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）】のご案内

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す鳥取県内のひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付を行います。養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には、**貸付金の返還免除申請権が取得できます。**（返還免除の適用は申請権行使が必要）

貸付制度の主な内容

貸付対象者

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
- 鳥取県内に住民登録しており、養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

貸付資金

- ◆ **入学準備金 50万円以内**
 - ▶ 養成機関入学時入学・修学に必要な経費の貸付（入学金や教材費、参考図書、学用品など）
- ◆ **就職準備金 20万円以内**
 - ▶ 養成機関を修了し、資格を取得しその資格を活かした仕事に就く際に必要な経費を貸付（転居費用、被服費、通勤に要する経費など）
- ◆ **住宅支援資金は諸条件が異なるため別のチラシをご覧ください**

貸付利子と延滞利子

- 保証人を立てた場合は無利子。
- 保証人を立てない場合、返還債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1%
- なお、正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。
（返還すべき日の翌日から返還の日までの期間日数に応じ、返還すべき額につき、借用時に作成した借用証書に定める年利率）

貸付方法

- 貸付決定後、借用書の提出を受け書類確認の後、指定口座に一括で貸付金を振り込みます。

申込窓口

- 高等職業訓練促進給付金の相談や申請をした市役所、福祉事務所等の窓口を通じて申込をしていただきます。

貸付金の返還免除

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には**貸付金の返還免除申請権が取得できます。**
（返還免除の適用は申請権行使が必要）

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会（担当：福祉振興部）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内
TE：L0857-59-6344 FAX：0857-59-6340
E-mail fukushi@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp>

※ 詳しくは、上記お問い合わせ先にご確認ください。